

「京都府国土強靱化地域計画」の改定（中間案）に対する意見募集の結果について

1 募集期間

令和2年12月17日～令和3年1月15日

2 提出意見数

91意見

3 御意見の要旨とこれに対する府の考え方

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
全般	何でも行政がしてくれる、安全は行政が確保してくれるものと誤解を招く恐れがあるので、自助・共助が必要であるともっと強調すべきではないか。	自助・共助については、第1章2（2）において、自助・共助・公助を適切に組み合わせ国土強靱化を推進する旨を記載しているところですが、御意見を踏まえ、「はじめに」の（2）改定の趣旨に「地域で助け合いながら避難行動を行う体制の構築」と追記いたします。
全般	写真を使用してわかりやすい計画にすべきではないか。	写真等を入れることで府民に危機感が伝わりやすくなる効果があると認識しており、第3章1に近年発生した大規模災害における被害の様子を写真で掲載しております。
第3章（参考） 第4章2	脆弱性評価におけるどのリスクが、第4章のどの推進方策に対応しているのかを明確にすべきではないか。	御指摘を踏まえ、第4章2の各項目に、それぞれ対応する脆弱性評価の項目番号を記載いたします。
第3章（参考） 第4章2	現状値や重要業績指標に書かれている「R1」とは令和元年のことか。正確に書くべきではないか。	御指摘のとおり、「平成〇年、令和〇年度 等」に修正いたします。
第3章（参考） 第4章2	「防災重点ため池」について、令和2年10月1日に制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく表現等に統一すべきではないか。	御指摘のとおり、「防災重点ため池」を「防災重点農業用ため池」に修正いたします。
第3章（参考） 第4章2	1-4、（9）国土保全／国土利用にそれぞれ「府管理河川の河川整備率」に関する指標が設定されているが、1-4には「（全1,370km）」の記述がなく、（9）には「（概ね1/10規模）」及び「約」の記述がない。表現を統一すべきではないか。	御指摘を踏まえ、（9）に「（概ね1/10規模）」を追記いたしますが、「約」の記述は不要なので1-4から削除いたします。また、「（全1,370km）」等、指標の全体数を示す数値は第4章の重要業績指標のみに記載することとしており、1-4には記載していません。
第3章1	第3章1（1）②の阪神・淡路大震災の死者・負傷者は全国の数値だが、大阪北部地震の重傷者、軽傷者は京都府内の数値となっており分かりにくいので、整合を図るべきではないか。	御指摘を踏まえ、大阪北部地震の被害状況を全国の数値に修正いたします。 なお、府の被害状況は9頁の「◇ 平成30年 大阪北部地震（6月18日）」に記載しております。
第3章（参考）	「府営水道等」の「等」が何を指しているのかわからない。また、「府営水道」のみの記述もあるが表現は統一すべきではないか。	「等」は工業用水道を指しております。また、御指摘を踏まえ、「等」が指すものを明確にするため、「府営水道等」を「府営水道及び工業用水道」に修正いたします。
第3章（参考）	2-2の（集落の孤立を防止するための道路ネットワークの整備等）には「除雪体制の強化を図る必要がある。」と記載されているが、（8）交通・物流の重要業績指標では府有除雪機械の保有台数を維持することを目標としている。整合を図るべきではないか。	御意見を踏まえ、2-2（孤立集落の防止に向けた道路ネットワークの整備等）を「耐用年数に応じた機械更新を適切に行うなど、体制の維持確保に努める必要がある。」と修正いたします。
第3章（参考）	2-3の（家庭における防災対策）の〇2つ目以降（〇 地域毎に意見交換しながら（以下略））については、「家庭」の話ではないので、タイトルを適切な表現に修正するべきではないか。	御指摘を踏まえ、（家庭における防災対策）を（家庭・学校・地域等における防災対策）に修正いたします。
第3章（参考）	2-5で緊急輸送道路の整備に関する記載が重複しているので整理が必要ではないか。	御指摘を踏まえ、重複箇所を削除するとともに、緊急輸送道路に関する項目を（緊急輸送道路等の確保、整備等）、（緊急輸送道路等の適切な維持管理等）の2つに整理いたします。 また、散見されていた緊急輸送道路に関する記述を上記の2項目に集約し、重複する記述を統合いたします。
第3章（参考）	4-1と7-5にそれぞれ（二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立）の項目があり、（再掲）とされているが記載されている内容が異なっている。統一すべきではないか。	4-1は「防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止」に関する項目、7-5は「有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃」に関する項目であり、記載内容が異なっております。7-5に誤って（再掲）と記載しておりましたので、御指摘を踏まえ、（再掲）を削除するとともに、所管部局も適切に修正いたします。
第3章（参考）	5-6の（信書配達事業者のBCP）に担当部局を記載すべきではないか。	御指摘のとおり、所管部局を追記いたします。

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
第3章（参考）	6-1の（ガスの確保）について担当部局を記載すべきではないか。	御指摘のとおり、所管部局を追記いたします。
第3章（参考）	6-4に「スマートICの設置等による機能強化を図る必要がある。」と記載されているが、スマートICの設置がどのような面で国土強靱化につながるのか。	スマートICの設置により、通常ICに加え出入口が増加し、高規格道路へのアクセス性が向上することから、復旧復興に際し、高規格道路を活用した救援・救助活動を円滑に行うことができると考えております。
第3章（参考）	「地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺」に関する脆弱性の評価が必要ではないか。	御指摘を踏まえ、7-3の（緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化等）に路面の沈下やひび割れ等の異常の早期発見について追記いたします。
第3章（参考）	7-7の（避難（OIL1等）時の避難道路の整備、避難車両・運転員の確保等）について、何を継続的に見直すのか分からない。	御指摘を踏まえ、「安定ヨウ素剤の配布方法等について、訓練等を通じて、避難計画を継続的に見直し、実効性を高める必要がある。」と修正いたします。
第3章（参考）	「より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態」に関する脆弱性の評価が必要ではないか。	御指摘を踏まえ、8-2の（大規模な災害からの復興）に迅速かつ円滑な被災者の生活再建や経済の復興等について追記いたします。
第3章（参考）	「復興まちづくり支援が円滑に進む体制の強化」や「大規模地震等により被災した住宅の再建」等に関する脆弱性の評価が必要ではないか。	御指摘を踏まえ、8-2及び8-5にそれぞれ（生活と住居の再建支援）の項目を追記するとともに、8-5に「住宅再建や」を追記いたします。
第3章（参考）	1-1の（住宅・建築物等の耐震化）における公的な施設の耐震化に関する記述が8-4（不特定多数の者が利用する施設の耐震化等）に再掲されているが、1-1は「災害拠点病院」の記載がない。表現を統一すべきではないか。	災害拠点病院については令和2年度中に耐震化がほぼ完了しますので、御指摘を踏まえ、8-4の「災害拠点病院」を削除いたします。
第3章（参考）	8-4の（消防団員の確保・育成）は2-3の再掲ではないか。	御指摘のとおり、（再掲）と追記いたします。
第4章2	火山の噴火に対する対策も本計画に記載すべきではないか。	御指摘のとおり、火山の噴火も地震や風水害と同様に事前に十分な対策が必要となるリスクの1つであり、国が策定している国土強靱化基本計画にも盛り込まれております。 一方で、府内には活火山（概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）はなく、火山の噴火による直接的な大規模被害の可能性や他県の活火山の影響が極めて低いと考えられますので、本計画には記載しておりません。 また、国内外の大規模な火山噴火により、府内でも降灰の可能性はありますが、火山の噴火による降灰等については、府地域防災計画に基づき対応することとしております。
第4章2	第4章に市町村等の廃棄物処理施設の耐震化に対する支援について記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、（1）行政機能／警察・消防等の（防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策）に市町村における廃棄物処理施設の耐震化の推進について追記いたします。
第4章2	危機管理センターを整備すべきではないか。	（1）行政機能／警察・消防等の（災害対策本部の運営強化等）に危機管理センターの設置について記載しております。
第4章2	土木事務所の広域化により、職員の現場対応への移動時間のロス、ガソリン費用のロス、公用自動車の走行距離の増加による損料のロス、移動中における交通事故発生リスクなどデメリットばかりのように思われるが、メリットはどのようなことがあるのか。	災害時には、職員を集中できるという再編のスケールメリットを生かした初動体制の確保や土木事務所の職員とともに管内の地域機関の職員が一体となって災害対応に当たる体制の構築により、府民の安心・安全の確保に努めております。
第4章2	第4章に学校と連携した初動体制の確保について記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、（1）行政機能／警察・消防等の（応援・受援体制の強化）に市町村、学校、地元自治会等と連携した避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する旨を追記いたします。
第4章2	震災や津波、豪雨災害などによる大規模な被害、被災者が発生すると、毛布やトイレ紙、衛生用品などとともに飲料水、食料が必要である。陸上自衛隊需品科の自衛隊員による温かいご飯、おかず、汁物の提供はよく知られているが、自衛隊員も人数や準備に限界があるため、平時から災害時に活動できる調理師などの調理員の登録とともに、シンク調理台など調理設備を設けたキッチンカーの確保を検討すべきではないか。	市町村と分担し、平時から食料・飲料水や毛布等の備蓄を行っております。また、大規模災害発生時の食料需要に対応するため、キッチンカーを所有する事業者との協定などにより、調理員やキッチンカーの確保に努めてまいります。
第4章2	（2）住宅・都市／環境において、「○昭和56年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、府民の命を守ることが最優先との観点から、京都府建築物耐震改修促進計画（平成29年2月改定）に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）等、耐震化を一層促進する。」とあるが、昭和56年以前の住宅の耐震化の促進と幅広く耐震化対策を施した住宅の耐震化の促進の2つが一文になっており、文章のつながりがわかりにくい。	御指摘を踏まえ、「十分な耐震性を有していないものが多い昭和56年以前に建築された木造住宅等については、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅（減災化住宅）への改修等を一層促進する。」と修正いたします。

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
第4章2	私立学校については耐震化の目標が設定されているが、公立幼稚園・小・中学校の耐震化はどう進めていくのか。	府内の公立幼稚園及び小・中学校における耐震化は、それぞれ7棟と3棟未完了ですが、進捗率はいずれも90%を超えており、特に、府内の公立小中学校については、令和2年度中に耐震化率が完了する予定です。これを踏まえ、重要業績指標は設定しておりませんが、公立学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であることから、施設のあり方検討を踏まえ、設置者が国の交付金も活用しながら一刻も早く耐震化を完了されるよう働きかけてまいりたいと考えております。
第4章2	(2)住宅・都市／環境において、「○避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、公的施設について避難所指定を促進し、中規模ホテル・旅館をはじめとする民間施設を一時避難所として活用できるようにする。」とあるが、民間施設の活用に関する話の中で公的施設が出てくるため文章がわかりにくい。	御指摘を踏まえ、「公的施設について避難所指定を促進し、中規模ホテル・旅館をはじめとする民間施設を一時避難所として活用できるようにする。」の部分で「一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する。」と修正いたします。
第4章2	消防水利の設置数に関する重要業績指標を設定する必要があるのではないか。また、第4章に「消防水利の整備」に関する方針を記載する必要があるのではないか。	重要業績指標については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）により、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を消防庁が示しており、府独自の目標は設定しておりません。また、(2)住宅・都市／環境の（室内の安全対策、火災発生防止対策の推進）に消防水利の整備について推進方針を記載しておりますが、市町村と協力して消防設備の整備を進めて行く必要がありますので、その旨を追記いたします。
第4章2	第4章に感震機能付の家庭用ガスメーターの普及について記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、(2)住宅・都市／環境の（室内の安全対策、火災発生防止対策の推進）に感震機能付きマイコンメーターの普及について追記いたします。
第4章2	地震時等に著しく危険な密集市街地が京都市と向日市にあるので、直ちに解消する必要があるのではないか。	御指摘を踏まえ、(2)住宅・都市／環境の（地震や火災に強いまちづくり等の推進）に密集市街地対策を含めた災害に強いまちづくりを進める旨を追記いたします。なお、向日市域は平成29年度末に自然解消済みであり、現在、府内における地震時に著しく危険な密集市街地は京都市域の11地区となっております。
第4章2	高速道路の高い箇所を避難場所にする新たな動きがあるが、このような先進的な取り組みも記載すべきではないか。	(2)住宅・都市／環境の（地震や火災に強いまちづくり等の推進）における「避難場所」に含むものと考えております。
第4章2	水道がどこで作られて、どこで処理されるのか、また、災害発生時はライフラインが当たり前に使えない事態も想定されることを府民に知ってほしい。府の全ての庁舎のトイレや手洗い場などに、水道が作られている浄水場名と下水を処理されている処理場名を小さな銘板でもいいので作成し、府民や職員に周知を図ってどうか。	重要なライフラインである上下水道についての関心や理解を深めていただくため、御意見も参考にしながら、引き続き市町村等の関係機関と連携して、府民への普及啓発に努めてまいります。
第4章2	第4章に障害を持っている方など、様々な事情をお持ちの方に対応した避難所のユニバーサルデザイン化の推進について記載すべきではないか。	(2)住宅・都市／環境の（被災者の生活対策）において、被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を確保する旨を記載しております。なお、具体的な対策としては、「避難所のユニバーサルデザインに向けた取組ガイドライン（福祉避難コーナー設置ガイドライン）」を作成するなど、すべての方が安心して過ごすことができる避難所づくりに向けて、市町村等の支援を行っております。
第4章2	世間ではコロナ陽性者に対する誹謗中傷が激しく、災害時に避難所で争いが起きるのではないかと不安を感じるので、対策について第4章に記載すべきではないか。	(2)住宅・都市／環境の（被災者の生活対策）に被災者の事情や時期に応じた被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制の確保について、(3)保健医療・福祉の（感染症のまん延防止）に感染拡大時の避難所の運営における有症者の隔離等について適切に対応できる体制の構築についてそれぞれ記載しております。一方、新型コロナウイルス感染症等に起因する差別的取扱い等に対しては、平常時から正確な情報に基づき冷静に行動することなどの啓発等に取り組むことが重要だと考えており、ご指摘を踏まえ、(2)住宅・都市／環境の（被災者の生活対策）に正確な情報発信について追記いたします。

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
第4章2	地域の小、中学校など学校施設の体育館や集会所の耐震化、老朽化対策の状況、すぐに避難所として開設できるか、最低限の備品はあるかなど確認すべきではないか。 また、被災者を避難所に受け入れる際、個人の人権やプライバシー保護、ジェンダー平等の立場に立ち、それぞれの状況に配慮した対応が必要ではないか。また、避難所には健康不安を訴える被災者に対する相談や、速やかに罹災証明の発行ができるよう保健師や行政職員による相談ができるよう、相談室の開設も必要ではないか。	施設の耐震化等については、学校施設を含む避難所の実態調査を実施しており、避難所としての機能について点検を行っております。また、府内公立小中学校の体育館については、現在耐震補強工事が行われており、令和2年度末には耐震化が完了する見込みです。さらに、吊り天井等についても一部を除き耐震化対策が完了しており、体育館の非構造部材について定期的に施設の点検を行い、安全性の確保に努めております。 避難所の運営については、（2）住宅・都市／環境の（被災者の生活対策）に被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を確保する旨を記載しており、個人の人権やプライバシー保護に配慮した運営を行えるよう市町村と連携を図ってまいります。
第4章2	第4章に災害時の動物の保護等に関する対策を記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、（2）住宅・都市／環境の（被災者の生活対策）に放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制の確立について追記いたします。
第4章2	第4章に特別管理廃棄物の処理について記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、（2）住宅・都市／環境の（災害廃棄物処理）に特別管理廃棄物の適正処理の推進について追記いたします。
第4章2	災害が頻発しているが、災害時の医療体制の整備はどのように進めるのか。	医療施設の耐震化、老朽化対策及び設備のバックアップとともに、災害拠点病院のヘリポートや広域医療搬送拠点（SCU）の整備等、機能の充実を進め、災害時にも機能を維持できる施設等の整備を行っております。 また、府緊急災害医療チーム（DMAT）の養成を進めるほか、府内の医薬品取扱事業者との委託契約の締結により、災害用医薬品の安定的な確保に努めております。
第4章2	（3）保健医療・福祉の（感染症のまん延防止）に「医療資材を備蓄し、安定的に確保する。」と記載されているが、「安定的に確保する」の部分がわかりにくいので、わかりやすく修正すべきではないか。	御指摘を踏まえ、「医療資材を安定的に備蓄する」に修正いたします。
第4章2	超高齢化社会に対応するため、第4章に福祉避難サポートリーダーなど、災害派遣福祉チームの養成に向けた対策について記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、（3）保健医療・福祉の（特別な配慮が必要な人への支援）に福祉避難サポートリーダーや災害派遣福祉チーム（DWA T）の養成について追記いたします。
第4章2	第4章に「災害拠点病院の耐震化」に関する指標を設定すべきではないか。	災害拠点病院については1施設の耐震化が未完了ですが、当該施設は取り壊しを予定している未利用施設であり、実質的には目標を達成できていると考えておりますので、重要業績指標は設定しないことといたします。
第4章2	（4）エネルギーの（エネルギー供給の多様化）に「我が国のガスパイプラインは、（中略）バックアップ機能を担う舞鶴～三田(兵庫県)の幹線パイプライン（以下略）。」と記載されているが、兵庫県の後の終わり括弧が抜けているのではないか。	御指摘のとおり、「（兵庫県）」に修正いたします。
第4章2	第4章に「協定締結報道機関への放送（報道）要請」に関する記述が必要ではないか。	御指摘を踏まえ、（5）情報通信の（府民への通信手段の確保）に協定締結報道機関への放送（報道）要請に関する記述を追記いたします。
第4章2	（5）情報通信の（府民への通信手段の確保）について、京都府においても、独自で、リアルタイムの観測データを取り込み、地震時における府民への迅速な避難行動につなげる情報システムづくりをすべきではないか。	最新の観測技術を踏まえた緊急地震速報の配信については気象庁が行っております。なお、府では、気象庁発信の情報を活用し、住民の避難行動に必要な情報を市町村と分担して伝達する情報システムを活用し、迅速な避難行動につなげてまいりたいと考えております。
第4章2	適切な情報伝達を住民に行うため、「情報の速やかな伝達」が必要ではないか。 また、堤防の高さが十分でも、地盤沈下により堤防に亀裂が入っていたなど堤防の地盤や堤防そのものの強度が弱い場合も想定されるため、堤防の強化についても記載すべきではないか。	情報伝達については、（5）情報通信の（災害危険情報の収集・伝達体制の確立）に災害危険情報の迅速・的確な把握や府民への情報共有について記載しております。 また、堤防の強化については、（9）国土保全／国土利用の（河川、海岸、下水道等施設の整備・耐震化）に河川堤防の質的強化について記載しております。
第4章2	過去の様々な災害の記録をデジタル化して保存し、国民に公開することが必要ではないか。	府内で発生した大規模災害の一部は地元市町村で記録の保存・展示がなされております。情報技術等の発展により様々な事象の保存・アーカイブ化がデジタルにより可能となっておりますので、御指摘を踏まえ、府においても災害の記録や公開の方法について検討を進めてまいります。
第4章2	第4章に災害発生時の食品流通の維持等について記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、（6）産業構造／金融の（BCPの推進による京都全体の活力の維持）に食品流通に係る事業の維持又は早期再開について追記いたします。

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
第4章2	地震災害による一極集中によるリスクを分散させるために、地方創生の一環としても、企業にサテライトオフィスの推進について記載すべきではないか。	御指摘のとおり、地方創生の推進による一極集中の是正は、災害リスクの低減にもつながるものですが、本計画の基となる国の「国土強靱化基本計画」では、サテライトオフィスの推進は位置づけられておらず、地方創生の推進を目的とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられており、府においても、「京都府地域創生戦略」に位置づけ、推進しております。
第4章2	(7) 農林水産の「食の安心・安全についての講演会等による情報提供」の指標について、目標回数が現状値よりも減少しているのはなぜか。	食の安心・安全に関する様々なテーマについて、府民に正確な情報を提供することで、安心・安全な食生活を実践していただくため、これまで、年間8回の開催を目標に掲げ、計画的に実施してまいりました。昨年度は、この計画に加えて、国主催の講演会が府で開催されたため、開催実績が9回となったところで、今後も従来どおり、府主催として年8回の開催を目標に掲げ、効果的な講演会を計画的に開催し、一層の食の安心・安全の推進に努めてまいりたいと考えております。
第4章2	(7) 農林水産の「府内産農林水産物の放射性物質検査」に関する指標について、今後発生する災害への対策について記載すべきであり注釈は削除してはどうか。	御指摘のとおり注釈を削除いたします。
第4章2	田んぼダムの普及に係る計画面積を記載すべきではないか。	「田んぼダム」は、水田の貯留機能を活用することで、下流域への雨水流出量のピークを抑える効果があり、これまでから、農業の多面的機能の一つとして、農業者の協力により取り組まれてきたものです。しかしながら、水をより多く貯めることになるため、小さくした排水口の頻繁な清掃や点検といった農業者の管理作業が増えることや畦畔崩壊の対策などをはじめ、解決すべき諸課題があることから、農業者の理解と協力が一部にとどまっているため、現時点で計画面積を示すことは難しいと考えております。現在、国において農業者の負担軽減、理解促進のための施策が進められており、今後府としても、こうした施策の効果も踏まえ、課題の解決に向けて検討してまいります。
第4章2	森林を守るために発足した「一般財団法人京都森林経営管理サポートセンター」について記載すべきではないか。	「一般財団法人京都森林経営管理サポートセンター」は、森林経営管理法に基づく放置人工林整備に向けた市町村の取組を支援するために設立されたもので、(7) 農林水産の（森林の整備・保全）における「森林管理の迅速かつ適切な実施」に必要な重要な取組の一つと考えております。一方で、本計画では同センターを含む様々な取組を一体的に進め、府内全域の森林管理を進めてまいりたいと考えております。
第4章2	治山ダムの整備だけでなく、「倒木対策に関する人材の育成」、「山地の所有者と敷地境界の確定の推進と毎年の進捗状況の公開」、「樹木の所有者の責務の明確化」などについても進めるべきではないか。	山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施するとともに倒木処理などに対応できる高度な技術を持った人材の育成を図ってまいります。また、森林の所有者と土地境界の確定の推進等については、これまでから航空写真を利用した森林境界の明確化や林地台帳（所有者を特定した台帳）の精度向上などに取り組んでいるところであり、引き続き、市町村とも連携しながら推進を図ってまいります。さらに、森林所有者の責務の明確化については、「京都府森林の適正な管理に関する条例」に基づき、引き続き、倒木防止対策について森林所有者への働きかけに努めてまいります。

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
第4章2	<p>台風時等での倒木による道路の通行止めが発生しないよう、森林環境税等を活用しつつ、他府県とも連携しながら、主要道路等の危険木の事前伐採をきちんと進めていただきたい。</p> <p>また、府民への強靱化の意識付けのために、森林環境税等の活用について府民向け説明会を地域毎に開催すべきではないか。</p>	<p>御意見のとおり、道路沿い民有地からの倒木は課題であると認識しており、山間部等、道路への倒木発生危険性が高い箇所では、枯損木の存在にも留意したパトロールを実施し、危険木を発見した場合は森林所有者に対策を求め、倒木の未然防止を図っているところです。今後も、農林部局と建設部局が連携し、安全な通行確保を図る必要があると考えており、法面対策を進める中で危険木の事前伐採が促進されるよう、施策を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、森林環境譲与税は、手入れの遅れた人工林の整備を図るため国において創設され、令和元年度から毎年度、都道府県及び市町村に譲与されております。府民への情報発信については、その具体的な使途について各都道府県及び市町村のホームページで公表しております。</p> <p>府HP（森林環境譲与税の使途について）： http://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/jouyozei/2019kouhyou.html</p>
第4章2	<p>第3章1-1の（住宅・建築物等の耐震化）に鉄道施設の耐震対策について記載されているが、多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎は、多くの駅で建て替えが進み、耐震対策が必要な駅はそれほど多くないのではないか。建物の建築年度が古いものから耐震診断を行っていくことも大事であり、本当に危ないものから耐震化を進めるようにしていただきたい。</p>	<p>御指摘のとおり、「主要な鉄道駅舎」として耐震対策が必要な駅は近鉄桃山御陵前駅及び大久保駅を残すのみで大部分の駅では耐震化が完了しておりますが、耐震化の優先順位に関しては、利用する乗客数が多い駅ほど、倒壊や機能不全に陥った場合、甚大な被害の発生に繋がるため、優先的に耐震化を進めており、柱の補強といった耐震対策を行っているところであります。</p>
第4章2	<p>山陰線と舞鶴線は少しの雨や雪でも倒木による不通が頻発しており、沿線の森林管理者は積極的に倒木対策に協力し、鉄道事業者は防護柵を設置する必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、今後とも、森林所有者による危険木の事前伐採が促進されるよう、施策を検討してまいります。</p> <p>また、鉄道施設の適切な維持管理や安定的な運行の確保については、鉄道事業者と意見交換や要望を行っており、引き続き鉄道事業者と協力して不通等の防止に努めてまいります。</p>
第4章2	<p>府内の緊急輸送道路における浸水想定区域について今後の府としての対策を明示すべきではないか。</p> <p>また、道路敷の高さはどのようにして決定されているのか。亀岡駅の西側には鉄道の下を通る立派な道路が新設されたが洪水時に通行ができなくなるのではないか。</p>	<p>道路の計画高は、地形や周辺の土地利用状況等を考慮して決定しております。</p> <p>また、地形的制約により、鉄道との立体交差部が地下構造となる道路は、冠水時には安全確保のため遮断機による通行規制を行います。冠水による通行規制が少なくなるようポンプ排水設備を整備することとしております。</p> <p>御指摘を踏まえ、（8）交通・物流の（災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保）に記載されている緊急輸送道路等における各種対策に冠水対策を追記いたします。</p>
第4章2	<p>信号機が地震で停電したり、風で横向きになることがあるので、強固にすることも記載すべきではないか。</p>	<p>信号機の停電対策等については、（8）交通・物流の（交通・物流施設の耐災害性の向上）における「交通安全施設の整備」に含むものと考えております。</p>
第4章2	<p>孤立集落の内閣府（中山間地等の集落散在地域における地域防災対策に関する調査）の定義を踏まえ、以下の観点について記載すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落になっても、迂回することができる道路を府道だけでなく、すべて事前にマップに落としておき、う回路を迅速に把握できるシステムを作成する。 ・孤立集落の可能性のある自治体名、集落名、戸数、世帯数を事前に公表する。 	<p>御指摘の市町村道や国道等については、関係機関と連携し、災害発生時の効果的な情報発信に努めてまいります。</p> <p>なお国道、府道については、「京都府道路情報管理・提供システム」にて通行止め情報等を公表しております。</p> <p>京都府道路情報管理・提供システム： http://dobokubousai.pref.kyoto.jp/douro/yukimichi/i/index.aspx</p> <p>また、孤立可能性のある集落は国による全国調査が実施されており、対象地域が公表されております。</p> <p>中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（第2回）（平成26年10月公表）： http://www.bousai.go.jp/jishin/chihou/pdf/20141022-koritsuhoukokusyo.pdf</p>
第4章2	<p>除雪について、現在は、縦割り建設会社などに発注されているが、除雪の効率性や優先度、また、通学路の除雪のためにも、この縦割りの垣根をはずして、エリアを区分して、エリア毎で除雪を行うべきではないか。</p>	<p>現在も、府管理道路の一部において除雪を市町に委託し、市町管理道路と合わせて一括して実施しているエリアもあります。引き続き効率的な除雪を実施するため、（8）交通・物流の（交通・物流施設の耐災害性の向上）に市町村と協力し効率的な除雪のための仕組みを維持する旨を追記いたしました。</p>

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
第4章2	車道を除雪した雪が歩道に貯められて歩けなくなり危険なので、歩道の除雪についても取り組むべきではないか。	冬季の除雪作業については、限られた予算・体制のもと、主に車道を中心とした除雪作業を業者に委託し実施しているところです。 一方で、御指摘のとおり除雪した雪が歩道を塞ぐことのないよう、業者への注意喚起を徹底してまいります。 また、歩道の除雪については、地元住民の皆様にご尽力いただき、府は地元市町と連携し、引き続き地元自治会や企業等の活動を支援する事業を実施してまいりたいと考えております。
第4章2	除雪作業は、雪で埋もれた周辺物を破損させないなど、事前情報と経験が必要な作業だが、こうした情報をデータ化し、また除雪車の位置やカメラ映像による除雪現状の見える化を可能にすることが、実証試験を通じて進んでいる。 今後、除雪作業のデジタル化に加えて、気象状況の急激な変化と交通流の状況変化を総合的に判断できるシステムの情報を、自治体、警察で常時把握することで、道路の事前通行止めを含めた総括的な交通制御に対応できる可能性が高まることが期待されるため、「道路除雪についてデジタル化を進め、国、高速道路会社、自治体、警察等の関係機関でシステム情報を共有する」と追記すべきではないか。	除雪作業については、業者に委託し体制を確保しているところですが、過疎化や建設業の担い手不足等により、体制確保が課題となっております。 御指摘のとおり、ICT技術を活用した除雪作業に関する研究や先行的な取り組みが進められており、担い手確保の課題解決に向けても、その効果が期待されていることは承知しておりますが、本府における新技術導入にあたっては、技術の汎用性やコスト面の課題もあり、国土交通省や他の自治体の動向も注視しつつ、今後の検討課題であると考えております。
第4章2	広域行政を担う府として、市町村を枠を超える広域避難の具体的な方策を第4章に記載すべきではないか。	(8) 交通・物流の（交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化）に原子力災害発生時の広域避難のための避難車両及び運転員の確保について記載しております。 なお、具体的な取組は別途策定している広域避難計画に基づき実施しております。
第4章2	現在、国土交通省では認められていないが、耐越水堤防をもっと普及させるべきだと考えている。 については、「限られた予算の中で治水対策を進める中で、最大の費用対効果を得る治水工事計画を進める」と追記すべきではないか。	御指摘のとおり、河川の整備計画を検討するにあたり、費用対効果については、事業箇所や工法を決定するための一つの重要な指標です。 河川整備については、費用対効果だけでなく、流域の特性や上下流とのバランス、近年の浸水被害状況や生態系への影響などを総合的に勘案し整備を進めております。
第4章2	今の堤防のままで桂川の霞堤をかき上げると、桂川は一気に決壊してしまい、逃げる暇もなく多数の死者が出る。 については、「桂川についても国管理にするよう国に働き掛け、堤防強化を進めていく」、「桂川の堤防について、堤体の空洞調査を行い、決壊しないように質的にも量的にも強化していく。とりわけ旧河道については入念に地盤調査を進める」と記載すべきではないか。	個別河川の具体的な整備内容等については河川整備計画に記載しており、本計画には記載しておりません。桂川の整備についても河川整備計画に基づき推進しているところです。
第4章2	天井川は危険な半人工構造物であり、直ちに切り下げを行うべきではないか。 「暫定的処置」として天井川の地震対策をする場合は、耐震機能を強化するために具体的にどのような地震対策をされるのか。具体的な耐震工法等について記載すべきではないか。	天井川については、河床の切下げにより天井川区間を解消することを長期的な目標としておりますが、膨大な時間と費用がかかることから、当面の対策として、現在の安全度を保持できるよう河川構造物の補強や耐震対策を実施することとしております。 なお、具体的な工法等については河川整備計画において検討するため、本計画には記載しておりません。
第4章2	南丹市園部の琉璃溪の通天湖の堰堤が地震で壊れないか心配なので、強靱化計画にも記載すべきではないか。	通天湖の整備については、砂防関係施設長寿命化計画に基づき平成30年度から補強事業を実施しておりますので、本計画には記載しておりません。
第4章2	京都府においてもインフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた取組が進められていると考えるが、第4章にICTや新技術活用などのDXに関する推進方針を記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、(9) 国土保全／国土利用の（インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進）に3次元データや進化したデジタル技術を活用した生産性の向上や維持管理の効率化、災害関連情報の予測、収集・集積、伝達の高度化について追記いたします。
第4章2	重要業績指標について、例えば、「土砂災害から保全される人家戸数」について最終的な目標値がわからないため、1.26万戸が適当な数字なのかがわからない。	土砂災害に対する要対策箇所は全体で約5,500箇所存在し、緊急性に応じて順次対策を進めておりますが、全箇所の整備は膨大な費用及び期間を要することから、見通しを立てることが難しく、計画期間中（令和7年度）における整備目標のみ記載しております。
第4章2	亀岡駅の南側には過去の水害による水が来た高さの表示柱があるが、スタジアムの付近には何もないので表示柱を複数設置すべきではないか。	当該地域は、昭和35年16号台風当時と比較し、日吉ダムや桂川の河川改修により治水安全度が向上しており、また、京都スタジアムは、同台風を超え、戦後最大の降雨を記録した平成25年9月の台風での浸水位よりも高い場所に建設されております。 そのため、過去の水害水位を示し、避難行動等の啓発を目的とする表示柱の設置は、現在予定しておりません。

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
第4章2	災害時における危険を予想できる人材の育成が不可欠であり、国、京都府や府内市町村の退職者等で、災害対応経験が豊富な人を公募・登録して、災害時にすぐに対応してもらえるようなネットワーク体制を事前にとっておくとともに、そのような方に向けた講習会を開催すべきではないか。	令和元年度から、地域防災の要となる消防団員や自主防災組織等の役員を対象にした「災害時声かけ人材養成研修」を実施し、災害時の情報入手や避難時の声かけの重要性など、災害対応が必要となる知識の習得と、それぞれの地域における防災活動のネットワークづくりの促進に取り組んでいます。 また、令和2年度からは、「災害時声かけ人材養成研修」の成果を活かしながら、各地域で消防団員が中心となり地域で住民と避難訓練に取り組む災害時避難行動円滑化事業を実施しております。
第4章2	府として、防災士養成講座の実施とともに、受講者への補助金の支出を行うことを本計画に記載すべきではないか。	防災士は、地域防災活動を行う上で有用な資格であり、消防団や自主防災組織の方々には、講習等を受講し、資格取得に努めていただいております。受講費用について、消防団に交付している交付金を活用されたり、補助金を交付している市町村も一部ありますが、現在のところ、消防団等の自発的な受講を支援していくこととし、市町村へのPRを実施してまいりたいと考えております。
第4章2	市町村とも協調して、建設現場で働く方たち、特に若い人々の仕事をわかりやすくホームページで公表・発信していき入職者を増やしていくべきではないか。	地域の安心・安全を支える建設業において、急速な高齢化や若者離れが深刻化し、将来の担い手の確保が急務となっていることから、令和元年度に「京都府建設業魅力向上プロジェクト」を立ち上げ、国や市町村、建設業団体、教育機関が連携し、建設業の魅力を発信し、入職者を増やす取り組みを進めております。 また、本計画では、(C)官民連携（迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等）において地域の建設業者等の育成・確保について記載しております。
第4章2	地区防災計画の策定箇所数の目標はどのように設定しているか。 また、京都府職員が率先して府内の全自治体におけるモデル箇所を抽出し、公表すべきではないか。	府では、府職員が市町村に足を運び、タイムラインの作成・普及・啓発に取り組んでおり、まずは、令和5年度までに、災害危険地区を有するすべての自主防災組織等において水害等避難行動タイムラインの作成を目標としております。 モデル箇所については平成30年度に水害等避難行動タイムライン作成支援モデル事業の事例集を作成し、府ホームページで公表しております。 府HP（水害等避難行動タイムライン作成支援モデル事業事例集）： http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/jireisyuu1.pdf
第4章2	災害時連携NPO等ネットワークの現在の構成者数や目標数について記載すべきではないか。	「災害時連携NPO等ネットワーク（災害NPOネット）」については、平成28年に設立し、被災地で個別具体的かつ中長期的な支援活動ができるような環境の構築と整備を目指し、現在57の加盟登録団体が高度な専門性と豊富な現場経験を活かして活動しており、引き続き有事に適切な対応ができるよう進めてまいりたいと考えております。 また、現在は、構成者間のネットワーク構築の強化に重点を置いて推進を図っているところであることから、構成者数については重要業績指標は設定しておりません。
第4章2	道路橋の更新について、2035年以降は、道路橋の更新予算が確実に不足し、通行止め箇所や補修不能橋が全国的に多発する見込みであるが、京都府管理の橋だけでなく国管理、市町村管理橋について、2035年度以降の更新計画を示すようにしてもらいたい。	国及び市町村が管理する橋梁の更新を含む修繕計画については、自治体毎に策定されている個別施設計画に基づき、計画的かつ戦略的に推進されておりますので、本計画には記載しておりません。
第4章2	新規に構造物を建設する段階から、長持ちし、また地震や大雨にも強く、解体する時には壊しやすいものを建設すべきであり、土木関係の構造物のみでなく、農林のダムやため池も含めて安全なものにしてほしい。 また、新規構造物の建設に当たっては、府独自基準を作るべきではないか。	治山ダムや農業用ため池、土木建造物等の設計に当たっては、地形・地質条件や気象条件等を踏まえつつ、品質確保とコスト、維持管理の確実性等を検討し策定された、国の技術基準を参考に、その都度、府で現地条件等を考慮し、適切に設計しております。 また、工事完了後も効果的かつ経済的に施設を長期間利用できるよう定期点検を行い、適期に修繕等を行うなど安心・安全の確保に努めてまいります。
第5章	地域経済分析システム（RESAS）の意味と使い方、見方を府民向けに詳しく説明すべきではないか。	RESASはあくまで多様なデータを管理する媒体の例示として記載していましたが、一般に普及していない媒体であるため、その記述を「過去の災害や他府県の事例、地域の産業構造や人口動態等、様々な情報を踏まえ」に修正いたします。
別紙	「施策分野別事業一覧」に記載されている事業は、第4章に記載されている事業の一部になっているので、整合を図るべきではないか。	御意見を踏まえ、事業を追記いたしました。一方で、事業名を記載するのが難しい小規模な事業については、「～に資する事業」とまとめて記載いたします。

区分	パブリックコメント（要旨）	意見に対する京都府の考え方
別紙	施策分野別事業一覧に事業期間における予算の裏付けも記載すべきではないか。	御指摘のとおり、予算の裏付けを記載することも計画の確実性を担保する上で重要です。一方で、地方公共団体の予算は、地方自治法に基づき年度毎に議会の議決を経て決定され、その時々社会情勢や財政状況を勘案し決定されるものであることから、計画への記載には馴染まないものです。
その他	本計画は、政令市の京都市域を対象としているのか。	本計画は府全域を対象としており、京都市も含まれます。
その他	京都市を含む府内市町村の事業についても、府として、連携、協働だけでなく、そのフォローアップまでして責任ある計画としてほしい。 また、長年にわたり、現場の第一線で苦勞した人を委員に就任いただき、助言をもらう中で策定される計画にすべきではないか。	御指摘も踏まえ、府と市町村が連携して取り組む事業について、適切な執行又は支援を行うよう引き続き留意して取り組んでまいります。 また、今回の計画改定に当たり、2011年東日本大震災発生時の岩手県災害対策本部における災害対応時の情報処理支援や、地域住民と一緒に南海トラフ巨大地震に備えた事前復興の取組（ワークショップや事前復興計画の策定）を行ってられる方など、現場で活躍されている複数の有識者から御意見をいただいております。
その他	広域振興局の局長は事務職だと思うが、被害情報の把握には専門知識も必要だと考える。被害情報の正確な共有と対策の検討という点で土木事務所において工夫していることを教えてほしい。	各広域振興局においては、広域振興局長の指揮命令下に、土木、福祉、農業、林業等、各分野の技術職員を配置して、災害時には現場で機動的かつ専門的に対応できるよう万全を期しているところです。 また、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害対策（警戒）本部の地方組織として、広域振興局長を支部長とする災害対策（警戒）支部を設置し、災害情報を一元的に把握・共有することができる体制のもと、土木事務所においては、公共土木施設の災害予防及び災害応急対策を速やかに実施することとしております。